

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A鉄道会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは、同社B部（以下「事業場」という。）に配属され、指導車掌として勤務していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「ストレス性障害」と診断され、同年〇月〇日、D病院を受診し、「適応障害」と診断された。

請求人によれば、同年〇月〇日の乗務中に、同乗していた同僚車掌の指導をしていたところ、同人の態度に腹を立てて脛を蹴るという暴行行為を行ったため（以下「本件暴行」という。）、その後、乗車業務から外され、上司から反省文の作成を命じられるなど業務指導を超えた措置を受け、関連会社である清掃会社への出向を通告されたため、体調を崩したという。

3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害及びその発病時期について、E医師は、平成〇年〇月下旬頃から下痢、食欲不振、不眠、仕事に対する意欲低下、倦怠感等の諸症状が顕著に出現し、同年〇月〇日に受診に至った経過から、同年〇月下旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したものと考えられる旨述べているところ、請求人は、同月下旬頃の睡眠障害等は、勤務形態の変更に伴って生活リズムが崩れたことに起因するもので、請求人の発病時期は、同年〇月中旬頃と判断されるべきであると主張している。

この点、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月下旬には初期症状が出現していたものの、日勤教育の業務は遂行できており、同年〇月〇日より、震え、食欲低下、下痢等の症状出現し『日課の遂行』が障害されたので、同日を適応障害の発病日とすべきと考える。」と述べているが、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、「早期覚醒等の睡眠障害が始まったのが同年〇月下旬であり、その頃より症状出現し発病したと考える。」とも述べており、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「同年〇月〇日の仕事上のアクシデントより程なく症状発現しているため、同年〇月下旬に発病した。」と述べていることからすると、請求人は同年〇月下旬には精神障害の症状が出現していたとみるのが相当であり、請求人の上記主張を採用することはできない。

したがって、当審査会としても、E医師の意見は妥当であり、請求人は平成

○年○月下旬頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 請求人の本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病発病前おおむね6か月間における発病に関与したと考えられる業務による出来事として、①同乗車掌に暴行行為をしたこと、②その処分として個室で反省文等の文書作成を行わされたこと、③反省文等の作成中に上司から暴言を受けたこと、④ペナルティとして出向命令を受けたことを主張していることから以下検討する。

ア 請求人は、本件暴行につき、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と主張する。しかしながら、本件暴行は、車掌長で指導車掌の立場にある請求人が、同乗車掌のHに対する指導においてHの返答に腹を立て、Hの脛のあたりを2回蹴ったというものであり、認定基準別表1の具体的出来事の「部下とのトラブルがあった」に該当するとしても、その経緯や内容に照らせば、その心理的負荷の強度は「弱」とどまるものである。

イ 請求人は、「隔離部屋」に隔離され、反省文等を繰り返し書かされ、必要以上に苦役を与えられたと主張している。この点、請求人が作成した書面の内容、請求人が「隔離部屋」と主張する会議室の状況などを精査したが、請求人が主張するように、行為と処分の均衡を大きく逸脱するような事情は認めることはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

ウ また、請求人は、反省文等の作成中に上司から私的なことに過度に立ち入るような発言等があったと主張しているが、Iの「喪に服せ」との発言は表現に適切さを欠く面はみられるものの、請求人提出の面談記録等をみても、Iをはじめ上司らの発言は、請求人の勤務態度等の改善のための指導の範疇と判断されるところであり、これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当するとしても、その心理的負荷の

強度は「弱」にとどまるものである。

エ 請求人は、出向命令について、請求人の職種では定年規定による出向以外はあり得ず、制裁・報復の意を持って発令されたことは明らかであり、「左遷」に該当し、その心理的負荷の強度は「強」であると主張しているが、出向命令が行われたのは本件疾病発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象外である。

なお、請求人が主張するように、仮に出向命令後に本件疾病が発病したものであるとして、出来事の心理的負荷を評価するとしても、出向の措置は、本件暴行を踏まえて請求人を引き続き車掌業務に従事させることは適切ではないとの判断から行われているものであり、出向命令の理由には相応の合理性がないとはいえず、実際に出向するまでには至っていないことなども併せ考察すれば、その心理的負荷の強度は「弱」にとどまるものであり、請求人の上記主張は採用することができない。

オ 以上のとおり、心理的負荷の強度が「弱」の出来事が複数認められるものの、当審査会としても、請求人の発病前の業務による出来事の心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

(4) 請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。